

No. 7

制 度 名	生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金及び介護扶助費等国庫負担金	主管課名	福祉人材・指導課 保護 G					
		問合せ先	029-301-3164					
目的・趣旨	生活保護法に基づく保護費及び保護施設事務費・委託事務費並びに中国残留邦人等支援法に基づく支援給付費及び配偶者支援金の適切な運用を図るための国庫負担金							
〔対象団体〕 市 〔対象事業〕 ①生活扶助費等国庫負担金 ※保護費、保護施設事務費・委託事務費、支援給付費及び配偶者支援金 ②医療扶助費等国庫負担金 ※保護費及び支援給付費 ③介護扶助費等国庫負担金 ※保護費及び支援給付費 〔補助要件等〕 生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金及び介護扶助費等国庫負担金交付要綱による。 〔対象経費〕 生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金及び介護扶助費等国庫負担金交付要綱による。 〔補助限度額等〕 対象経費の 3/4 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金及び介護扶助費等国庫負担金の直接事業		3/4	—	1/4	—			
〔令和 7 年度当初予算額〕 別途国庫補助協議による		〔令和 7 年度補助対象団体〕 日立市外 30 市						
〔備考〕 水戸市は中核市であるため対象外								